

「やまぐち森林づくり県民税」第4期対策

1 実施期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

2 課税方式

県民税均等割の超過課税方式

3 対象者

個人：県内に住所がある方

県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方

法人：県内に事務所、事業所を持っている法人等

4 税額

個人：年額 500 円

法人：県民税均等割額の 5 %相当額

5 事業概要

【ハード対策】

メニュー	概要
森林機能回復事業 (整備目標:2,000 ㌥)	奥山等の荒廃したスギ・ヒノキ人工林を対象に、強度間伐を実施し、林内下層植生の回復した健全な森林へ誘導 <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象森林の状況に応じた間伐率を設定し、その効果を検証 ○ 既事業地を追跡調査し、植生の回復に遅れが見られる事業地の補完的な再間伐を実施
繁茂竹林整備事業 (整備目標:350 ㌥)	隣接する人工林や耕作地、生活環境等に支障をきたす、繁茂・拡大した竹林を伐採し、自然林へ誘導 <ul style="list-style-type: none"> ○ 成長の早い広葉樹(ヤマザクラ等)の植栽をメニュー追加 ○ 既事業地を追跡調査し、自然林への更新に遅れが見られる事業地に広葉樹を植栽
地域が育む豊かな森林づくり推進事業	
中山間地域対策	中山間地域の元気を創出するため、集落周辺の里山を一体的に明るく見通しの良い森林へ誘導する取組を支援
地域課題対策	地域課題に柔軟に対応できるよう、市町等が独自に取り組む多様な森林整備を支援

【ソフト対策】

メニュー	概要
地域森林づくり活動強化対策事業	
森林ボランティアリーダー養成	地域の森林づくり活動の中核となる指導者を養成する研修会の開催
森林環境活動サポート	市町、団体等が行う森林ボランティア活動や、地域の子ども達を対象に実施する森林環境教育等に対する支援
県民参加の森林づくり推進事業	森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性、これを支える県民税関連事業の重要性に関する普及啓発活動